

# 公立大学法人長野県立大学情報システム運用基本方針

平成 30 年 4 月 1 日 規程第 606 号

(情報システムの目的)

第 1 条 公立大学法人長野県立大学（以下「本学」という。）情報システムは、本学の理念の実現のための、本学のすべての教育・研究活動及び運営の基盤として設置され、運用されるものである。

(運用の基本方針)

第 2 条 前条の目的を達するため、本学情報システムは、円滑で効果的な情報流通を図るために、別に定める公立大学法人長野県立大学情報システム運用基本規程（以下「運用基本規程」という。）により、優れた秩序と安全性をもって安定的かつ効率的に運用され、全学に供用される。

(利用者の義務)

第 3 条 本学情報システムを利用する者や運用の業務に携わる者は、本方針及び運用基本規程に沿って利用、運用等を行うものとし、その実施に関しては、定められた事項を遵守しなければならない。

(懲戒)

第 4 条 本方針に基づく規程等に違反した場合の利用の制限および罰則は、別に定める。

附則

本方針は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。